

令和7年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

◇請願

受理なし

◇陳情

	受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果	
1	7陳情 第1号	R7.9.26	自宅内の放射線と電界磁界の異常 についての陳情	2022年頃から自宅内の放射線と電界磁界の数値が標準値を超え、尋常でない数値が毎日計測されている。国や県が定めた安全基準を超えている為、市民生活に不安を抱えている。 その為、年々日を追うごとに体調を崩し、この状態が続けば重篤な病気、突然死に至りかねない。 高い数値が出ている際には強い吐き気と痛み、身体的な不調を感じ、数値の低い時には身体が楽になる。 またプレーカーを落とすと体が楽になるが、その状態では生活がままならない。 最近、中学生が楽天モバイルへのハッキングを行い不正ログイン容疑で逮捕された事件もあった。中学生でさえ簡単にスマホを使い犯罪を起こすことを考えるとこの様な事象が、違法電波を発生させる犯罪も考えられる。 現代では携帯電話基地局からの携帯回線、Wi-Fi、赤外線センサーなどの目には見えない電波の種類も強度も物凄い進歩を遂げている筈である。 計測せずしてどれほどの数値の中生活をしているのかはわからない。 訴えのある世帯の計測実施、近隣電気系統の調査等、市民の生活を脅かす強い電波への新しい法律の制定に向けて国や都に意見書の提出をお願いする。	生活環境常任 委員会		

◇郵送陳情

	受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果	
1	7郵送陳情 第1号	R7.1.7	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについて、以下の2点を提案する。 1 自治体（市区町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する 2 「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう		R7.2.26	議長報告
2	7郵送陳情 第2号	R7.1.8	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるように、図をつくり、自治体のホームページで公開してほしい。「議案の審議結果」「意見書・決議の審議結果」「請願・陳情の審議結果」について、そうしてほしい。また、それを見やすいものにしてほしい。		R7.2.26	議長報告
3	7郵送陳情 第3号	R7.1.22	国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書の提出に関する陳情	国に対し、防衛力強化に資する対外的情報省を設立し、日本の政治、経済、文化の中心で、国際都市、東京に存在する横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書を提出してほしい。		R7.2.26	議長報告
4	7郵送陳情 第4号	R7.2.17	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当にかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてほしい。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してほしい。		R7.2.26	議長報告
5	7郵送陳情 第5号	R7.6.2	電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求める陳情	スマホが普及し、今から15年前に国会でも質問された電磁波の人体への悪影響、電磁波過敏症に関しては一向に法整備なく対策もせず、今日に至っていますが、最近では、5Gとなり悪影響を訴える人が広がっています、その中に集団ストーカー犯罪を訴える方々が、電磁波の悪用、エレクトロニクス・ハラスメント、過敏症＋攻撃被害を叫ぶ方が増えています。日本全国に電磁波過敏症の被害者は5万人、エレクトロニクス・ハラスメントの被害者は2万人点在していると言われていいます。それに対して行政は不知で対策を考えていません、そこで調査（専門調査研究部門を設置）と対策（診断を出せる医師育成）と保護支援（保障制度、公的保険の適用）を求め、国に対し法改正・法整備を求めます。		R7.6.26	議長報告

令和 7 年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

6	7郵送陳情 第 6 号	R7.7.28	防衛力強化の一環として、食料安全 保障を重要視することに関する陳情	国に対し、有事に備え農林水産省所管の食糧備蓄経費を防衛関連予算から 支出し、国民が 1 年間食する事が出来るように食糧備蓄を大幅に増やす意見 書を提出すること。		R7.9.1	議長報告
7	7郵送陳情 第 7 号	R7.8.4	市民に対して国民健康保険の資格 確認書を一斉交付するよう求める陳 情	多摩市において、国民健康保険の加入者については、マイナ保険証保有の有無 にかかわらず「資格確認書」の一斉交付を求める。		R7.9.1	議長報告

◇政策提案

受理なし

審議結果について

- 採択、不採択
採択とは、内容について願意が妥当であり、法令上や行財政上も実現性があるような場合、議会としてこれに賛同するという意味の意思決定をいう。
不採択とは、これを否認する意味の意思決定をいう。
- 趣旨採択
趣旨採択とは、法令上や行財政上の実現性やその他の事情により全面的に採択するには難しいが、
内容について部分的に賛同できる場合や趣旨としては理解できる場合など、不採択とするにも難しい際に、
「趣旨には賛成である」という意味の意思決定をいう。
- 意見書
多摩市議会では、意見書については全員一致で賛成（採択又は趣旨採択）の場合のみ提出することとしています。請願等の審査を付託した委員会において全員の賛成ではなかった場合、意見書の提出は行いません。
- 閉会中の審査
議会の会期末に審査を付託し、閉会中、また次の会期までに審査をするものとした場合をいう。
- 閉会中の継続審査
議会の会期中に結論が出ず、さらに内容を調査・検討するため、次の会期までなお継続して審査をするものとした場合をいう。
- 審議未了
議会の会期中に結論が出ず、継続審査の決定もされないまま会期を終えるに至った場合をいう。
審議未了となった場合には廃案となる。
- 議長報告
会議の議題とせず、議長が全議員に受付した文書の写しを配付し報告した場合をいう。